

近世大坂書林「河内屋新次郎」について

方 美 英

はじめに

近世において、三都を中心に発展を遂げていた出版業界は、各地域により異なる特性があった。享保六年（一七二二）に公認された江戸の出版業界がいくつかの仲間組織⁽¹⁾を形成していたことに対して、大坂、京都では本屋仲間が出版に携わる唯一の組織として翌年（享保七年）に公認され、一つの支配体制を維持し、その下で複数の出版関連業が下職層として存在していた。

大坂の出版業界は一つの支配体制で多種の下職の存在は複雑な仕組みであった。この大坂の出版業界について、新たな視点で見直そうとする動きがあり、仲間組織の全体像を解明しようとする研究もみられる。

山口佳世子氏⁽²⁾は大坂本屋仲間記録を中心に近世大坂の出版業界の仕組みの理解を目的に本屋仲間の組織について解明を試みた。また、今田洋三氏による『新修大坂市史』（第三巻、第四巻 新修大坂市史編纂委員会 一九九八、一九九九年）では、大坂本屋仲間内部での大手出版資本と作者との関連性、筆禍事件などを取り上げ、その中で各本屋の活動の提示が行われている。その他、本屋仲間の営業地及び本屋仲間において女性の相続問題などを取り上げた研究も見られる⁽³⁾。

また、大坂本屋仲間の構成員である、個々の有力な大手本屋と作者との関わり、又は書籍の出版部数などを検討する事による研究も多く見られる。しかし、これまでの研究は出版業界において有力本屋の活動がどのように維持されていたのか、またはその発展及び衰退が書籍部数による出版活動とどのような関係であるのかに集中していたことはいうまでもない。ここで、問題になるのは大坂本屋仲間において、必ずしも出版つまり、板元として活動を行っていない本屋が多数存在することと、このような本屋が出版業界の底辺部を構成し、大変重要な位置を占めていた。出版を行わない（板株を所持していない）本屋は^④後に有力本屋に対抗できる勢力になっていくのである。新興勢力として新たに台頭した本屋は、既存の大坂の大手本屋である、吉文字屋、柏原屋などがその全盛期である寛政年間を経て、衰退していく過程の中でその存在価値を見いだし、活発な活動を行った。新興勢力である本屋は既存の出版権（板株）を所持する大手本屋に対してどのような対抗策を持っていたのであろうか。

ここでは、新興勢力の代表的な存在として「河内屋新次郎」を取り上げることが出来る。

まず、「河内屋号一統」（以後「一統」）に関する研究は、濱田啓介氏の^⑤論考があり、「一統」の存在とその構成員である「河内屋茂兵衛」の活動を板賃等の分析を実施することにより、「河内屋茂兵衛」の板元としての経営状態及び大坂本屋仲間内部の格好たる地位について明確にしている。ここで、注目すべきことは、濱田氏は当時の「一統」の分家・別家筋から情報収集を直接実施し、丹念に「一統」の様子を描いていることである。この論考は「一統」の本家である「河内屋喜兵衛」の直系子孫による証言を多数採用している。当時、大坂本屋仲間に関する史料があまり知られていなかった点を考慮するとこのような聞き取り調査は大変貴重なものである。特に、「河内屋茂兵衛」の経営活動について、大坂本屋仲間全体との比較を詳細に行い、本屋としての経営形態を解明している。「一統」の板株所持に関しても大坂本屋仲間全体との比較があり、いかに「一統」の活躍が大きかったのかを明らかにしているが、「一統」の構成員についての詳細な言及がないことから、再検討を必要とする。商業集団において、分家・別家の存在はすでに広く知られているが、「大坂本屋

仲間」においての分家、別家の構成の実体は未だ明確にされていない。

本稿では、「河内屋号一統」の全体的構造及び「一統」の別家である「河内屋新次郎」の経営形態を分析する。「河内屋新次郎」の経営形態を分析する事により、新興勢力の事業の拡大の様子を明確にすると同時に、「河内屋号一統」の一員としての「河内屋新次郎」と本家である河内屋喜兵衛との関わりやその他の構成員との関連性を検討していきたい。

一 大坂書林「河内屋号一統」

ここでは「大坂本屋仲間」の分家・別家加入の形態と同時に「河内屋号一統」の構造と「一統」と「河内屋新次郎」との関わりを検討する。

株仲間が存在する商業集団において、分家・別家は必ずその株仲間⁽⁶⁾に新たに加入し営業を行うことになっている。このような、商家における分家・別家を構成する一統についての研究はみられるが、大坂本屋仲間に関する研究は皆無と云える⁽⁷⁾。

株仲間の加入は新規加入、相続加入、分家加入、別家加入の四つの形態に分類され、特に別家加入の場合は主家の同業許可と仲間への紹介が必要であった⁽⁷⁾。大坂本屋仲間においても、「一統」を形成していたとみられる、綿屋喜兵衛（安永五年（一七七六）から明治初期）、藤屋九兵衛（天明六年（一七八六）から明治初期）、塩屋忠兵衛（天明七（一七八七）から明治初期）などは代表的な大手有力本屋である。別家は一統を組織する基盤として、商家の勢力拡大の土台として存在していた。

大坂本屋仲間では、次の史料一の「仲間加入料并ニ諸出銀定」⁽⁸⁾でみられるように宝暦九年（一七五九）にすでに仲間加入の形態が確立され、文化七年（一八一〇）から文政元年（一八一八）にかけて、顔見せや振舞金が改められている。

史料 一

仲間加入料并ニ諸出銀定

一 仲間新加入

顔見せ銀壹枚

* (1) ⑨

振舞銀三拾枚

顔見せ金貳百疋

一 同株譲り請加入

* (2)

振舞銀五枚

* (3)

一 名前譲り

顔見世 銀貳兩

一 親子兄弟別家加入

顔見世 金壹兩

但シ、親子兄弟ニ限り候事、其余諸親類別家加入ニは不相成候、并ニ仲間加入より拾年未滿之者、別家加入不相成候事

一 手代別家加入

顔見世 金百疋

* (4) 但シ、拾年不勤内は別家加入不相成候事

右、宝曆九卯年定

このように、大坂本屋仲間においては加入の形態が 1. 新規加入、2. 仲間株譲り受け加入、3. 名前譲り、4. 親子兄弟別家加入、5. 手代別家加入に分かれていた。大坂本屋仲間においては、仲間株の譲渡が頻繁に行われていたが、それは仲間株を所持していないと出版関係業に携わることが出来ないからであり、江戸とは違いかなり緩やかな加入制限であった。

「河内屋一統」においては、別家形成はどのようなものであったのだろうか。

まず、本家の河内屋喜兵衛と「一統」の関わりをみてみよう。別家加入に関する史料は現在、「河内屋一統」のものは残されていないが、他の本屋の別家加入に関する一札が残されている⁽¹⁰⁾。

「河内屋号一統」の本家である、河内屋喜兵衛（以後河喜）の活動は延享四年（一七四七）に出されている開板願いから窺える⁽¹¹⁾。これ以前、本格的に本屋としての活動がすでにあつたとみられるが、史料上では確認できない。ただ、河喜の出版広告文から、本姓柳原氏、堂号を積玉圃と名乗っていたことが分かる。河喜は大坂本屋仲間内部で行司組合に属して、本屋行司として出版物の検閲等に携わっていた。明和元年（一七六四）にはすでに行司として、本屋仲間内部での検閲等の活動をおこなない⁽¹²⁾、その後の活躍は三代目である寛政二年（一七九〇）の板株所持件数をみると、一二〇点に達しており、文政元年（一八一八）には、大坂の有力本屋である吉文字屋が板株を六〇〇点所持していたことに対して、河喜は約五〇〇点、別家の河内屋太助（以後河太）は約五八〇点を所持し、この時期の大坂出版界において「一統」が中心勢力として地位を固めていたことは明らかである⁽¹³⁾。「一統」の板株所持は、表一でその規模が推測できる⁽¹⁴⁾。

まず、寛政の『板木総目録株帳』で「一統」の所持板株は、全体の書籍七四五一冊に対して一七三九冊であり、この中でも「一統」の構成員が単独で所持している板株は一〇三六冊で、「一統」が二軒以上の構成で板株を所持している五八冊を含むと一〇九四冊にのぼる。その他、「一統」と京都・江戸の本屋との相合板としての板株の所持点数や大坂本屋との相合板を含めると全体の書籍点数の二三%以上になり、書籍販売への「一統」のかかわりは非常に深く、何れの書籍出

版にも関わる事ができた。文化年間になると、「一統」の板株の所持点数はより増加の傾向をみせ、全体書籍の八五八二冊に対して、「一統」の中の河内屋の一員が単独で板株を所持している書籍は二二三〇冊、「一統」同士が共同で所持している板株一八五点を入れると、全体の二八%を占めている。

板株所持を検討することにより「一統」の活動が寛政から文化にかけて拡大する傾向であった事が明らかであり、この体制を維持していたのは、別家による主家に対する支えと協力であった。現在、河内屋喜兵衛の八代目の柳原喜兵衛家に次のような文書が保存されている。文化八年（一八一二）当初のものではないが、慶応二年の写しとして残されている。⁽¹⁵⁾大坂本屋仲間の別家形成をあらわす貴重なものである。

史料 二

文化八年辛未八月

河内屋家号本家別家一統申合條目

柳原喜兵衛忠朝記

河内屋家号本家別家中一統申合條々

- 一 此度本家別家一統申合置候條左之通萬端銘々承知之上堅相守可申候事
- 一 従御公儀様被為仰渡候御法度之趣堅相守可申候事
- 一 本屋仲間申合條々堅相守商売可致候事
- 一 本家並ニ別家中家名相統之儀は一統立会以実意萬事相談致相統人見立家名長久ニ相互ニ取極致合可申候其節諸親類江茂相談及可申事尤諸親類より故障之義申出候者一切無之候自然猥ニ故障申出候者有之候共一圓取敢不可致候事為其右申合銘々承知之上調印致置候上は其義無之事

一 本家主人初別家中当主不実之心底有之我儘ニ害意を申立或は驕奢ケ間敷義致其身持右躰不埒之義有之候得は其本人ニ不抱一統相談之上其名前切替致可申候事其節本人より一言之申分無之事

一 一統中無扱加印之義は相談の上致合可申候事其外諸親類并ニ他家何程懇意之間柄たりとも一切加印不可致事堅断可申立候事

一 一統中召遣候者無事奉公相勤候而別家申附候節住居貳間口ニ相定候事追々出情致候得は相応之暮方致可申候事

一 一統中召遣之者不埒有之暇出し候者何方へ立寄候共堅取敢申間敷事

一 一統中当主他国致候留主中何事出来候共在宿之者立会相談之上執斗可致候事本人帰宅之上右ニ付一切異儀申間敷候事

一 一統中商売物代銀ニ季本家江寄合仲間以相場通右勘定取払無滞為相済可申候

若払方差支候時は一統中有合之方より借用致払方致可申候事但し借用証文差入利足六朱相定其切月無滞返済可申候事

一 臨時借合之義は其時之以応対切月相定其日限無滞以六朱之利足返済可致候事

右之趣此度一統立会申合相固銘々調印致置候上は子孫永々右申合之通毛頭無違背堅相守可申候後日為子孫長久銘々印形仍而如件

文化八年辛未八月

右之通忠朝主人之條目相守居候処猶又今般一統中談合之上規則相定候ニ付銘々承知調印可致候事

右之通

慶応二年丙寅年三月

五代目 柳原喜兵衛忠祐記之

一 河内屋家号之義は前々より干今一統相統仕来り難有義二御座候既ニ文化八辛未年八月忠朝主人之頃は別家纔二候得共為後々之規矩御定御座候処追々一統中数軒相増是又難有義二御座候然ニ近來世上ニ相移自然ト前々規矩相崩候兼簾も在之然共其事柄ニより増減不致候而は却而不極リニ相成猶直別家又別家之差別も在之候得共追々一統相増候ニ付而は譬は又別家之衆大本家并ニ自分之主人何れを大切籠略之差別被致候筈は無之候得共後々忘却之衆自然在之時は其家名永久不致様成行候而は嘆ケ敷義ニ付依之今般忠告主人御母公様之思召ヲ以直別家并ニ又別家衆中迄三巾暖簾壹組宛改而被下置候上は猶更先規之通一統中互ニ懇切ヲ盡大切ニ相統可致事萬一心得違之節は暖簾為差出候間心得違無之様家号大切ニ相守永久奉祈候事肝要也為其相記置候依而如件

右之通一統承知印判仕候

慶応二年丙寅三月

五代目

河内屋喜兵衛

河内屋席治郎

代判吉兵衛

三代目

河内屋太 助

三代目

河内屋吉兵衛

河内屋和三郎

代判和 助

河内屋保 助

二代目

河内屋源七郎

二代目

河内屋茂兵衛

河内屋平 七

二代目

河内屋徳兵衛

河内屋藤 七

河内屋藤三郎

代判伊兵衛

河内屋亀 七

河内屋重 助

河内屋仁 助

この申し合わせはすべて、「一統」相互の事に触れているのが特徴である。他の大坂本屋仲間においてこのように条目化されたものが見られるかは確認できない。

「一統」は自らの存続のため、重要な決定事項は「一統」の了解後に実施されていた。また、新たに別家になりうる奉

公人の扱いについても規定を定めること等から、「一統」の内部で「一統」の集団としての維持のため厳しい統制があったのは明らかである。もう一つの特徴は、河内屋号を持つ本家・別家同士の相互に行われていた商いの存在と、その決済が本家において行われていたことである。「一統」同士の書籍及び板木売買が実施され、本屋仲間内部での勢力の維持をはかっていたのである。特に書籍及び草紙物については「世利分市」が存在し、その中で取引を行う場合は世利分市の株が必要とされていた。板木売買は「板木市」において、板株の転売などにより所有権が移転されていたが、これらの市に参加するにも板木市参加の株を持っている必要があったことから、「一統」内部での板木転売は板木市株の必要性を否定すると同時に経費の削減にもなった。一〇ヶ条を基本に「河内屋一統」はそれぞれの得意とする分野を担当し、「一統」同士の出版業界での勢力争いをさけていたと思われる。現在、「一統」の分家・別家・又別家については正確に把握することができないが、表二に史料から明らかになる別家衆をその根拠史料とともにあげた。『大坂本屋仲間記録』における板木の合同購入及び諸文書の加印などの記録から若干推測できるが、主力の河内屋ではない又別家などについては詳細な人数を把握することができない。

「河内屋一統」の主力メンバーにおいても、出版活動はかなりの差があり、太助、茂兵衛らは本家の河喜より活発な出版活動を行っており、これらのメンバーが「一統」でも、出版活動の中心であったことは言うまでもない。別家衆の中には板元としての活動は見られず、小売および世利分会での活動が中心であったものもある。表二の八兵衛、政七、直助は世利分会ではかなりの地位を築いていたと見られる。「一統」の一員である河内屋新次郎にも同じ傾向が見られ、板元としての出版活動を積極的に行わず、板木購入などにおける活動が目立つ。

河内屋新次郎の経営活動は次で検討するが、前に述べたように、「一統」は、経営活動の中で、本家、分家が相互に専門とする領域をもち、協力をする事で、競争の激しい大坂の出版業の中で自らを維持し、継続して活動を行うことができたのである。

表一) 寛政、文化年間の「河内屋号一統」の板株所持

	全体 書籍 点数	「河内屋号 一統」板株 所持	河内屋 (単独 所有 件数)	河内屋 +河内屋 (複数、 板木所有 件数)	相板所有書籍点数	
					河内屋 +河内屋	河内屋 + 他
寛政 年間	7,451	1,739	1,036	58	645	
		23.34%	13.90%	0.78%	99	546
文化 年間	8,582	4,506	2,230	185	2,091	
					432	1,659
		52.51%	25.98%	2.16%	5.03%	19.33%

※ 『大坂本屋仲間記録』（「板木総目録株帳」
清文堂 一九八七、一九八八年）第十二、十三巻より作成

表二)「河内屋号一統」の別家概念図

本家	別家	又別家	別家関係史料				
			一	二	三	四	
河内屋番兵衛	太助	嘉七	文化三年三月(三-四三)			*	
		平七	文久元年-〇月(五-三七)			*	
		卯助	文久元年-〇月(五-三七)			*	
		和助	文久元年-〇月(五-三七)			和三郎の代利	
		保助	文久元年-〇月(五-三七)			*	
		龜七				*	
	木兵衛	惣兵衛	文政八年(三-一一二) 代利				*
		惣兵衛	文政八年(三-一一二) 代利				
	新次郎	彦兵衛	文政九年(三-一一二四)				
	新次郎	新三郎			金融関係 (総括:大和屋八 幡屋彦兵衛)		
	茂兵衛						*
	佐助	藤七			*		*
		助七			*		*
		真七			*		*
	八兵衛		天保四年(四-九七)				
	政七		天保四年(四-九七)				
		成助	天保七年(四-四八) 政七家同居				
	磨治郎						*
	吉兵衛						磨治郎の代利
	初三郎						*
	源七郎						*
藤三郎						*	
伊兵衛						藤三郎の代利	
仁助						*	

- 一 ; 『大坂本屋仲間記録』第九巻(「裁配長」清文堂 一九八二年)
- 二 ; 三木佐助『明治出版史話』ゆまに書房 一九七七年
- 三 ; 『大坂書林河内屋新次郎文書』金融関係 国立国会図書館所蔵
- 四 ; 『河内屋から柳原書店まで』(柳原書店 一九九七年)、本文史料二参照

二 「河内屋新次郎」の出版経営

「河内屋号一統」の一員である河内屋新次郎については、弥吉光吉氏⁽¹⁶⁾の研究があり、現在国立国会図書館に所蔵されている『大坂書肆河内屋新次郎文書』の紹介と同時に河内屋新次郎の活動について述べられている。しかし、史料紹介にとどまる部分が多く、新たな検討を必要とする。

ここでは、『大坂書肆河内屋新次郎文書』と『大坂本屋仲間記録』を用いて、河内屋新次郎の本屋としての活動を考えたい。

河内屋新次郎の「一統」への加入時期は不明であるが、「一統」の中でも板元になって出版活動に力をいれていた他のメンバーとは違う経営形態を見せている。

まず、本来の本屋としての性格、つまり板元として書籍制作及び販売に携わることである。これについては、『享保以後板元別書籍目録』⁽¹⁷⁾をみると、天保五年（一八三四）から文久二年（一八六二）まで板元として出版した書籍は七冊しか存在しない。この七冊の中には、「一統」での共同出版が見られる。また、絶版になった『古本大学刮目』⁽¹⁸⁾には共同板元として、河内屋喜兵衛・河内屋茂兵衛・河内屋喜一兵衛も記されている。

河内屋新次郎が本屋として最も力を入れていたのは、「板木購入」であったと思われる。「一統」の間で相互取引が中心であったと見えるが、他の本屋との取引もみられ、幅広い対象から板木の購入をしていたと見られる。板元にはならないが、購入した板木の貸し出し・転売・出版物の完成品の仕入れ販売を中心⁽¹⁹⁾にしている。

まず、次の史料三では、寛政十一年二月に「一統」の河内屋太助から三十二点の板木を購入している⁽²⁰⁾。

永代売渡申板木之事

- 一 拾玉節用集 半株 但し相合京
 - 一 九ノ会玉篇 古板 焼株 但し相合京
 - 一 同新板 相合京
- 丸板賃通用四匁六分、此板へ三分取ル

(中略)

ノ 参拾式点

右之板木京都武村嘉兵衛より我等方へ代銀四貫五百廿匁二買受候処、其元殿へ所望二付、永代売渡之、則代銀慥二受取申候所実正也、然ル上者右板木二付外より違乱妨申者無之候、万一故障之義申者有之候得者何時ニても我等罷出埒明、其元殿へ難義相掛申問敷候、為後日板木売渡し候證文仍而如件

寛政十一年未二月

河内屋太助^印

河内屋新次郎殿

河内屋太助から購入した三十二点の板株は河内屋新次郎によって出版された形跡はない。この他多数購入したはずの板株の出版についても、『享保以後板元書籍目録』には、河内屋新次郎が板元として登場するのは七件のみである。

板木購入は、「河内屋一統」だけではなく、親類関係と見られる大和屋・播磨屋などからの購入もある。⁽²¹⁾ 例えば、柏原屋喜兵衛からは寛政十三年(一七八一)正月に代銀八百目で板木を購入している。⁽²²⁾ 柏原屋喜兵衛はこの転売した板木を寛政十二年(一七八〇)に江戸の須原屋市兵衛から銀一貫目で購入し、次の年の正月に銀八百目で渡している。⁽²³⁾ つまり、板

株購入のルートは大きく「河内屋一統」と「河内屋号」ではない親類からのものが多い。積極的に板木購入及び転売が文化・文政を経て天保年間にも継続的に維持されていく様子が窺える。特に、大坂本屋仲間には「板木市」の存在と板株の転売などの手続きが非常に簡略であり、大坂本屋仲間に届けを出すだけで板株の所有権が移転されていた。文化三年（一八〇六）には、板木株の件につき、どのような手続きが実施されているのかについて、町奉行所からの問い合わせに対する大坂本屋仲間の行司らの答弁があり、²⁴大坂以外の地域からの購入も増加し、売主は「板木売渡代銀請取」の証文をとり、買主はこの証文を持って、年行司へ届けを出し、仲間帳面に記録をすることで板木の転売が終了することであった。しかし、このような手続きには届け出の際に手数料の支払があり、帳面に記録しなくても確かに証文の受取が実施されればよいということもあって、実態よりは届出が少なかったと見える。河内屋新次郎の場合においても、『大坂書肆河内屋新次郎文書』の一冊から四冊までに板木売買に関しての証文が数多く残されているが、板株の売買に関しては大坂本屋仲間届出を出さなかったと見え、『板木総目録株帳²⁵』に記録されていない。

「一統」の板株所有の拡大については、表一で明らかになっている。大坂本屋仲間において実際に丸株の存在が少なく、いくつもの本屋が分割された形態で板株を所有するケースが多い。時には分割された板株の持ち主が江戸や京都にいる場合もあり、出版の許可を求める事が大変難しかった。集中的に「一統」の構成員が板株を所有することで、出版がスムーズに実施されたとみえる。また、「一統」は大坂本屋仲間内部での勢力拡張のためにも、板株所持件数をのばす必要があった。「一統」の大坂本屋仲間における地位は、行司・年行司という役職に就く傾向の増加からも判断できる。実際に『大坂本屋仲間記録』の出勤帳には、「一統」である河内屋喜兵衛・宗兵衛・太助・平七・茂兵衛らが行事役を勤めていることが記されている。

次に、板木売買以外に利益を上げたと見えるのは出版物の小売りである。史料四では、直接河内屋新次郎が小売りを実施していたということでないが、一連のことから他の本屋の完成品を仕入れ、販売を行っていたのは明らかである。享和

元年（一八〇一）五月に河内屋新次郎は他の本屋仲間の手代らから不正品を仕入れるという取引を行った。後に事実の発覚により、本屋仲間行事衆から除名の処分を受けたのである。⁽²⁶⁾

史料 四

一札

一 先年より申合之通、仲間召使之手代小者より隠シ売之代る物堅買取申間敷義、兼而承知之上申合之印形致し置其旨乍存、此度柏原屋与左衛門殿、敦賀屋九兵衛殿両家召使之仁より隠シ売之本類品々買取候段、申合を相背不調法申訳無之候、此余二も右体之義有之や御尋被成候得共右両家之外二ハ決而無御座候、此余一品二而も内証買有之候ハ、仲間申合之通いか様ニ御取斗被成候共、其節違背仲間敷候、為後證仍而如件、

享和元年酉五月

河内屋新次郎印

仲間行司衆中

この一件は数年後河内屋新次郎が新たに大坂本屋仲間再加入することと決着がつく。本屋として不正の品の取引は零細な本屋においてはそれほど珍しい事ではなかったが、仕入先が有力本屋であったことと、本家の河内屋喜兵衛にまで及んでいたことで除名という処分にも及んだ。河内屋新次郎は享和元年（一八〇一）から文化五年（一八〇八）までの時期をのぞけば、幕末まで河内屋新次郎として商いを継続していた。約七年間は息子に家督を譲った形にはなっていたが、新三郎が幼少であったということで、実際には新次郎が家業を取り仕切っていた。河内屋新次郎の本屋としての書籍売買に關しての次の史料を上げる。

史料 五・一

預り申金子之事

一金五兩貳歩也

本代金也

右之金子無拋要用ニ付此度借用之所実正也返済之儀者来ル戌八月大坂為本番罷登候節初御合力金請取次第急度返金可申候為後日仍而如件

寛政十一未年十月

曲洵隼人 ⑩

本屋 新次郎殿

五・二

借用申金子證文之事

一金壹兩也

右者無拋要用ニ付本代払残久留彦五郎方代残金貳分差加借用申所実正也返済方之儀者本番代人不限罷登候節金貳拾兩ニ付金壹分利足差加元利共無相違返済可申候為後日證文依如件

嘉永二乙酉年八月

久留重之助 ⑩

河内屋新次郎殿

史料五・一・二は本の代金の未払いについての証文である。五・一は「預り申金子之事」として、曲洵隼人に本の代金の

支払いを約束させたものである。また、五二一は時期が離れるが、「借用文書」として久留重之助の本代残金の支払いについてのものである。この二人はいずれも大坂城に在番していた大番衆であると推測される。河内屋新次郎は次で述べるように、大番とのかかわりが深くその一連の貸付業の中で本屋として出版物の提供もあつたと見られる。

「河内屋新次郎」は継続的な板木売買・貸しを実施していたが、板元としての活動は非常に乏しく、「板元」としての本屋の経営ではなかった。このような構造は、大坂本屋仲間そのものにおいても、よく見られる傾向で、全体的に大坂本屋仲間の人数に対して、板元として活躍した本屋の数は非常に少ない。仲間内部で本の検閲など取り締まりに携わっていた行事役らが、板元として活躍した本屋ともいえる。「一統」の間でも、このような実体は同じであつた。

三 「河内屋新次郎」の金融活動

河内屋新次郎の金融活動の動きが最初に見られるのが寛政四年（一七九二）である。寛政年間に本屋仲間としての家業の展開も積極的に行われていたと見られ、事業拡大にかなり力をいれていたと思われる。

史料六の寛政四年（一七九二）八月の借用証文では、河内屋新次郎が単独で貸し付けを行っていたのではなく、「一統」の本家である河内屋喜兵衛の名前が同時に明記されている。

史料 六

借用申金子之事

一 金六両者

但文字金也

右者無抛入用二付無心申入借用申所実正也返済之義者来丑四月二條在番罷登初御合力金ニ而米払役右之金子引取落

直二返済可申候万一遅滞之義有之候ハ、此証文を以何方迄も可被相願候其節毛頭申分無之候為後日仍如件

寛政四子年八月

岡部小十郎 ⑩

河内屋喜兵衛殿

河内屋新次郎殿

前文之通相違無之候初御合力金ニ而我等より直二可相渡候為其如件

米払役

河内屋喜兵衛殿

河内屋新次郎殿

この史料では、岡部小十郎が借用した金六両の返済は、在番勤務時に支払われる初御合力金でなされることが明記されている。

また、はじめての貸付業の活動に「一統」の本家である河内屋喜兵衛との連携は何を意味しているのであろうか。

ここで、史料を分析して得られた河内屋新次郎の貸付形態は、次の三つに分類できる。

一・単独貸付、二・口入の存在、三・連名貸付である。史料六は三の連名貸付である。

史料 七

借用申金子之事

合金四拾貳両貳朱者

但文字金也

右之金子我等儀無拋入用ニ付書面之通借用申所実正也返済之儀者来ル十一月江戸表より金子為差登申候而元利共壹ケ月拾五兩壹分之勘定ヲ以返済可申候少茂相違無御座候為後日借用証文仍如件

寛政五丑年六月

借主 竹内平右衛門 ⑩

加印 国領市右衛門 ⑩

河内屋新次郎殿

この史料は寛政五年のもので、河内屋新次郎が貸付業をはじめたと見える年の翌年である。史料七は、⁽²⁹⁾河内屋新次郎が単独で貸付を行った例である。貸付対象は大番衆であり、その返済には利子をつけ、江戸から支払いをすると明示されている。それに保証人が一人加印している。この加印をしているものも同じく大番衆で、組違いの頭である。組頭同士で借金の返済を相互保証している。

史料 八

預申金子之事

一金三兩者

但文子金也

右者日比野七之丞去寅年借用之金子今度利足相払我等借用ニ致申所実正也然ル上者当七月取手返代人罷登り候節金壹兩ニ付壹匁宛之利足相加元利共無相違返済可致候為其仍如件

文化六巳年三月

鎮目半次郎 ⑩

口入

河内屋新次郎殿

また、史料八では、⁽³⁰⁾他人の借用に対してその返済をするということ、口入が河内屋新次郎になっている。これは、最初から河内屋新次郎が貸付をしていたのかは確認できないが、文化六年（一八〇九）には河内屋新次郎が口入屋としての活躍も見せている。

史料 九

借用申金子之事

一合金式百両也

右者此度無抛入用ニ付右之通我等共連印を以借用申処実正也返済之儀者来ル辰年二條在番罷登初御合力金相渡次第金式拾両ニ付一ヶ月金壹分之利足を加元利共米払役相勤候者より引落無相違急度返済可申候若連印之内相滞候歟又者如何様之異変出来候共其儀ニ無構残り連印を以相弁金高致都合返金可申候且利足之内十二ヶ月分者為前利此節相渡候依之借用証文仍如件

文化十四丑年八月

一金六両 此分文政三辰年五月皆済

森 左十郎 印

一金六両 平岡三右衛門 印

一金拾壹両 此分文政三辰年五月皆済 河嶋鉄之助 印

一金七両 井上隼人 印

一金拾壹兩 此分文政三辰年五月皆濟

久留孫太郎 ⑩

一金拾貳兩

小浜十郎左衛門 ⑩

一金拾貳兩

菅沼兵左衛門 ⑩

一金拾兩 此分文政三辰年五月皆濟

鈴木七郎右衛門 ⑩

一金拾壹兩 此分文政三辰年五月皆濟

水野帶刀 ⑩

一金拾壹兩

平岡弥藤太 ⑩

一金拾貳兩

拓植五左衛門 ⑩

一金拾三兩

須田次郎太郎 ⑩

一金拾壹兩

原田新右衛門 ⑩

一金拾壹兩

拓植平四郎 ⑩

一金拾壹兩

窪田与左衛門 ⑩

一金拾貳兩 此分文政三辰年五月皆濟

向坂庄兵衛 ⑩

一金拾壹兩 此分文政九戌年五月皆濟

石原太郎右衛門 ⑩

一金拾壹兩

佐々木金右衛門 ⑩

一金拾壹兩 此分弘化三午年八月皆濟

高室四郎左衛門 ⑩

金主 河内屋為三郎殿

口入 河内屋新次郎殿

仍而如件
前書之通少茂相違無之候来ル辰年二條在番罷登初御合力金相渡次第米払役方より引落元利共為相渡可申候為其奥印

山本清兵衛 ⑩

朝日忠三郎 ⑩

鈴木主税 ⑩

小栗猪三郎 ⑩

金主 河内屋為三郎殿

口入 河内屋新次郎殿

史料九⁽³¹⁾は、河内屋新次郎が口入をし、金主が明らかに「一統」である。文化・文政年間には河内屋新次郎の単独による貸付が顕著であった中で、口入になることは少ない。また、返済の様子が詳細に見られ、高い利子にもかかわらず、半数近くの返済が確実に行われていたことがわかる。ここでも貸付の対象はすべて、大番衆である。また、返済は米払役を通して行われている。

貸付の返済には、このように米払役がかかわることが多い。その支払いの形態には大きく、一、役料である御合力金
二、切米などの米支払いであった。

寛政年間から文政年間までの河内屋新次郎が行っていた貸付に関しては次の表三に提示した。表三は、寛政年間から文政年間までの貸付金額が金一〇両以上になるもので、金額・利率・返済の方法と借入者について調べ、現在史料上で明確にされる所まで検討した。その結果、貸付の対象は「大番衆⁽³²⁾」に限定されるといえる。

寛政年間から文政年間まで貸付の総延べ件数が二〇一件で貸付の総額は金四二四三両に達している。大口の貸付は表三に記した金十両以上である件だけを取り上げても八十件に上る。また、「一統」とのかかわりも史料六に見られ、同家号

の知賀蔵・睦蔵とのかかわりもある。この二軒は板元としての活動はない。また、親類筋で河内屋茂兵衛らが結成している「講」⁽³³⁾の一員である津国屋宇兵衛の資金の提供が多く見られる。⁽³⁴⁾

表三の貸付の展開からはいくつかの特徴が読みとれる。

- 一 貸付の相手には最初に相互保証から始まる。
- 二 大坂・京都在番の往復に関する費用。
- 三 利子は年二〇%が多い。
- 四 返済は切米・初御合力金。
- 五 返済の時期は、

一 借りた年の初御合力金で支払う。(一〇月～一二月下旬)

二 借りた翌年の後御合力金で支払う。

三 江戸に帰ってから支払う。

また、河内屋新次郎はこのような貸付業の展開のなかで、米中次としても登場する。次の史料一〇である。⁽³⁵⁾

史料一〇

請負売附申御切米之事

一 合米百五拾石也

但御蔵廻シ

此前銀六貫八百八拾五匁

右者山口但馬守殿無抛要用二付我以米仲次書面之米高其元江売渡為前銀右之銀高唯今被相渡儲請取申処実正也然ル
上者来十月難波於御蔵相渡り請取次第其元江相渡可申候尤代銀之義者其時之相庭ヲ以過不足差引可致候此度大切成

御用先要用被相達候上者縦令内外如何様之御差支有之候而も此米高之義ニおゐて者少茂無相違急度相渡可申候為後
日米売附請負證文仍而如件

文政八四年八月

山口但馬守殿

米仲次

河内屋新次郎 ㊦

天満屋与八郎殿

河内屋新次郎の米中次としての活躍を垣間見ることができ少数ない文書である。山口但馬守弘致は文化年間及び文政元年まで大番七番頭である。米での支払いは、米相場を利用した利潤を考えていたのではないかと思われる。文化年間において新しい顧客の開拓に成功した河内屋新次郎は、大番衆を中心に貸付を行い、文政期には貸付の人数も増えたが文化期のように大口の貸付先は若干減る傾向であった。

河内屋新次郎の金融活動は貸付業で、幕末まで実施されている。しかし天保期以後においては、金額の減少と貸付対象が大番衆から大坂本屋仲間に移行している。大番に貸付をまったく行っていないということではないが、貸付業の規模が縮小傾向になっていることは明らかである。

おわりに

「河内屋号一統」における別家構成から、河内屋新次郎とのかかわりを通して、大坂本屋仲間における「一統」の実態を検討した。

まず、「河内屋一統」は「一統」集団を別家・又別家として構成し、大坂本屋仲間の内部での活動に支えを求めていた。

別家においても又別家などの形成が頻繁に行われていたと見られる。

本屋としての「河内屋一統」の経営形態は多彩な側面をみせているが、大きく二つにわけ、板元になる中心勢力とそれを支える別家が存在し、常に「河内屋家号本家別家一統申合条目」を軸として、一統が存在していたのである。

「一統」には、いくつかのグループによる、それぞれが専門とする領域が存在していたと見られる。「一統」の中で、河内屋新次郎は「河内屋号一統」の資金調達の部分で別家として役割を果たしていたのではないかと推測される。積極的に板木購入を行い、「一統」の出版における権限の拡大を狙っていたことにも関わっていた。また、貸付業の最初の時期に「河内屋号一統」の援助を得ていたことは、河内屋喜兵衛の登場で明らかになった。

役割分担の必要性は大坂本屋仲間間での相互の激しい紛争を避けるためにもあった。しかし幕末に、本家である河内屋喜兵衛と河内屋茂兵衛との間で出版物をめぐる争いが生じたのは、河内屋茂兵衛の板元としての勢力の拡大の結果でもあった。⁽³⁶⁾この一件は、幕末の混乱した時期において、例外ともいえる。

「河内屋一統」はその組織の内部で、一つの連続的な出版流通機構そのものを作り上げていたのではないだろうか。一方、出版に関わる膨大な資金を調達するためには、出版業だけではなく、その他の分野においても積極的に商いを行う必要が生じたと思われる。経済的に分業化された組織を作り、活動の展開をはかっていたと見られる。しかし、今後「河内屋一統」のそれぞれの活動の相互性について検討すべきであろう。

今後は、河内屋新次郎以外の「河内屋号一統」の別家の経営形態を検討し、より鮮明に大坂本屋仲間間の構造を明らかにしたい。

註

(1) 享保六年(一七二二)に、江戸では出版に携わる仲間として、「書物問屋」、「地本問屋」、「暦問屋」、「板木屋」の四つの仲間が公認された。

(2) 「近世大坂における出版業界の展開―大坂本屋仲間の視点から―」(『歴史評論』五四七、一九九五年)

(3) 坂本宗子「近世における大坂出版業の動向―その営業地の分布について」(『大阪の歴史』三二、一九九一年)

「大坂本屋仲間衆の家業相続に関する一考察―吉文字屋うのをめぐって」(『大阪の歴史』四〇、一九九三年)

(4) 『大坂本屋仲間記録』第十卷 清文堂 一九八三年
「仲間触出留」安政五年二月 一二二―一二三頁

一 板木株式所持之仁は、毎月百文宛
但、二ヶ月宛毎間取集候事

一 板木株式所持無之、売本并貸本斗取扱候仁は、毎月
四拾八文つ、
但 前同断

安政五年(一八五八)に板株所持の有無によって、仲間内部で必要な経費の分担が決められていることが窺える。これにより、すでに仲間内部で営業形態の分類が明確にされていることが分かる。

(5) 「近世後期に於ける大阪書林の趨向―書林河内屋をめぐって」(『近世文芸』三号 一九五六年)

(6) 渡辺祥子「近世大坂道修町の商人と「イエ」―鍵屋茂

兵衛家のあり方から―」(『史学雑誌』一〇六一―一一号 一九九七年)

(7) 宮本又次『株仲間の研究』六六―六七頁(有斐閣 一九五八年)

(8) 『大坂本屋仲間記録』第一〇卷 三七八―三八〇頁
〔「行事当役帳」清文堂 一九八一年〕

(9) 前掲(8)に付箋として記されている別家加入の改正事項である。以下に史料をあげる。

* (1) (付箋)

文化七庚午年三月惣評之上相改

仲間新加入出銀、以来銀拾五枚二相定メ候事

文化八未年三月

* (2) (付箋)

文化七庚午年三月相改

株札譲り請候人、振舞出銀五枚二相定メ、顔見せ

金式百疋は以来用捨致遣シ、尤懸錢不納之仁は、

滞高株札譲り請候者より可為差出候事

文化八未年三月

* (3) (付箋)

一 本商売相休、仲間人別退キ候者、九年十ヶ年之内再

加入申出候ハ、其時迄年数懸錢滞高相納メ、并二再加

入祝義金式百疋為差出、再入為致可申候義、一統惣評之

上相定メ候事

但シ、家出小家入等いたし候者も、以前之元名前二而

株札持参いたし候へは、再加入為致可申候事、尤是迄株札預り書遣し置候分も、其年より十ヶ年之内ハ聞届遣し可申事

再加入之節ハ、会所守兩人へ祝義ニハ及び不申候事

文政元年寅九月廿五日

* (4) (付箋)

一別家加入顔見せ金百疋、并ニ南鐮一片為差出候事

右ハ、御番所様并惣会所へ召連、加入印形為致候様被仰渡候、諸入用相掛り候ニ付、文化十一戌年、博組ニ而惣寄合之上、右増金相定候事

(10) 前掲 (8) 第八卷 二、二十四頁 (「出勤帳」清文堂一九八〇年)

(11) 前掲 (8) 第一六卷 一二三頁 (「開板御願書扣」清文堂 一九九一年)

(12) 前掲 (8) 第一卷 (「出勤帳」清文堂 一九七六年)

(13) 前掲 (8) 第十二、十三卷 (「板木総目録株帳」清文堂 一九八七、一九八八年)

(14) 前掲 (11) 寛政二年 (一七九九) と文化九年 (一八二二) の

「板木総目録株帳」から作成する。

(15) 現在、柳原書店の八代目の柳原喜兵衛氏によって書かれた『河内屋から柳原書店まで』(柳原書店 一九九七年) に紹介されている。主な内容としては、一代目から八代目までの重要な出来事の記録である。現存している史料はほ

とどなく、火災により全滅したとのことである。同様の文書に関しては、濱田啓介氏による論考(前掲(5)参照)で前半部分が紹介されているが、別家の名前までは紹介されておらず、また、後半部分の明治期に作成された所の紹介はない。

(16) 『未刊史料による日本出版文化』第二卷(ゆまに書房 一九八九年)

(17) 坂本宗子『享保以後板元別書籍目録』(清文堂 一九八二年)

(18) 前掲(15) 参照

(19) 『大坂書肆河内屋新次郎文書』出版及書籍関係 第一・二・三・四冊 国立国会図書館所蔵

(20) 前掲(19) 出版及書籍関係 第一冊

(21) 前掲(19) 出版及書籍関係 第三・四冊

(22) 前掲(19) 出版及書籍関係 第三冊

(23) 前掲(19) 出版及書籍関係 第三冊

(24) 前掲(8) 第二卷「出勤帳」十三番

前掲(14) 『大坂書籍商記類纂』上之卷 板木株之件 二四八頁

(25) 前掲(8) 第一卷 (「諸記録帳」一九八七年)

(26) 前掲(8) 第九卷 裁配帳 二番 四九

(27) 前掲(19) 金融関係 第六・十三冊

(28) 前掲(19) 金融関係 第六冊

(29) 前掲(19) 金融関係 第六冊

(30) 前掲(19) 金融関係 第七冊

(31) 前掲(19) 金融関係 第八冊

(32) 大坂、京都に在住していた「大番衆」の研究は余みられない。

大番は寛永九年(一六三二)の組織形態が幕末まで維持された。全体で一二組があり、一組に大番頭が一人、その下に、四つの組に分かれ、組頭が一人ずつで、大番衆は一組に五〇人が存在していた。年に二つの組が交代で在番に勤めているが、この交代は、決定された規定により、実施されていたといわれているが、これとは異なり、在番組の選任が変則的で一定の期間に特定の大番組が江戸と大坂、京都を往復していたと思われる。在番の順序としては、四番(子)→六番→三番→五番→二番→一番(巳)といわれているが、寛政年間から文政年間において詳細に検討すると、その実体は継続して二度(二年以上)も勤番を勤めている事が多くみられると同時に、大番頭の交代に伴う大番組頭・大番衆の変動がみられないことも多い。つまり、大番頭・大番組頭・大番衆はそれほど頻繁に江戸との往復を行っていたわけではなかった。

(33) 前掲(19) 講関係 第二十冊

(34) 前掲(19) 金融関係 第七・八冊

(35) 前掲(19) 切米売払に関する文書、伺、願書等 第十

七冊

(36) 前掲(8) 第九卷 裁配帳 五番 五一

(お茶の水女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程)

表 三) 寛政4 (1792) 年より享和3 (1803) 年までの主な貸付 (貸付金十両以上。)

	年・月	借主	番 組		金額 兩・歩・朱 (匁・分・厘)	利率 (%)	返 済	
			所属番組	出展史料			時期	方法
1	寛政 4年 6月	竹内平左衛門	文化年間 大書12番組組	①14-244	42・0・2	20	当年11月	江戸より送金
2	7月	鍋田政房 菅沼兵左衛門	大書衆	⑤、⑦ ①6-313	11・0・0	20	当年11月	江戸より送金
3	7月	朝比奈政之助 前田五郎右衛門 大草忠兵衛	大書衆	①12-258 ①18-49 ⑤	15・0・0	20	翌々 (寛政7年) 4月京都 在書時	御合力金
4	7月	大草忠兵衛 前田五郎右衛門	大書衆	⑤ ①18-49	12・0・0	有 (不明)	翌年に 三季分割	春夏三回、 冬六回
5	7月	飯田権三郎 前田五郎右衛門	大書衆	①3-131 ①18-49	13・0・0	不明	当年十一月中	江戸より送金
19	寛政 5年	鈴木左門 堀七郎右衛門	大書衆	①21-362 ①12-303	50・0・0	20		
7	寛政 6年 6月	奥津幡八郎	大書衆	⑤、⑦	15・3・0	20	二季在書時	初御合力で
6	寛政 7年	鈴木左門 (11両?歩) 堀七郎右衛門 (11両?歩) 戸田五郎左衛門 (15両)	大書衆	①21-362 ①12-303 不明、⑤	50・0・0	20	当年十一月	二季在書時
9	6月	堀野新左衛門	大書衆	①11-66	180・0・0	無利足	翌年の 在書時	1. 江戸： 当人毎年 11月五両 + 代人10両 2. 当人在書 ：御合力金10両 + 当人 20両 3. 代人在書 ：代人 10両 + 当人 30両
10	7月	山寺基左衛門	大書衆	⑤	10・0・0	20		江戸より送金
8	10月	大草忠兵衛 前田五郎右衛門	大書衆	⑤ ①18-49	66・0・0 (9・0・0)	(銀9匁を 最初に 引く、 利子か)	寛政13年 江戸在書：5両 在書時：10両	1. 金六兩ト九匁 (利子か) 2. 一年に 金五兩宛
11	寛政 8年 6月	河野助次郎 榎本義兵衛	大書衆	⑤ ⑤	16・0・0	16	寛政11年 在書時	大阪在書時
12	6月	原忠石兵衛門 清辺輝右衛門	大書衆	⑤ ⑤	40・0・0		1年に1回	
13	寛政 9年 8月	松平所左衛門	大書衆	⑤	10・2・2	20	当年11月	江戸より送金
14	10月	赤林主膳	大書衆	⑤	16・0・0 (4・5・0)	無利足	3回に分割返済	大阪在書時
15	寛政 10年 3月	多門平兵衛	大書衆	⑤	13・0・0	無利足	初合力金 +御合力金 = 1回	大阪在書時
16	8月	朝比奈政之助	大書衆	①12-258	25・0・0		2兩宛	京、大阪 在書の時
17	寛政 12年 1月	伴五兵衛 田沢久左衛門 森川助左衛門	大書衆 [文化・文政年間 大書12番組組]	①17-376・⑤ ⑤・⑤ ①7-101・⑤	30・0・0	15		
18	文化4年 12月	井上良右衛門 宮崎和七郎 安達文左衛門 田中勝兵衛 重五丈大夫 横川源右衛門 川崎八右衛門	文化2年 (1105) 大書1番組 浅野中務少輔の 家中	浅野中務少輔 ②、③	100・0・0	無利足 (現金10両、 20両は利子の 上返金、利 子か)	毎年11月	80両；5カ年 (19兩宛)
19	文化8年 5月	那須平八右衛門 井出二右衛門 後深次郎右衛門 飯高加兵衛 外9人 (10両未満)		⑤	150・0・0	16	文化10年5月	初御合力金
20	10月	竹内十兵衛	文政年間 大書3番組組	⑤	90・0・0	15	大阪在書時	
	10月	戸田庄左衛門	文政年間 大書3番組組	⑤	60・0・0	15	大阪在書時	
	10月	牛島新五左衛門	文政年間 大書3番組組	⑤	40・0・0	15	大阪在書時	
	10月	戸田庄左衛門	文政年間 大書3番組組	⑤	60・0・0	15	大阪在書時	
21	文化 9年 7月	堀田孫次郎 石原久兵衛	文化、文政年間 大書12番組	⑤	11・0・0	20	文化9. 10	
22	10月	上田暲之助	文化、文政年間 大書12番組	①4-142	10・0・0			
23	文化11年 7月	大橋庄兵衛 後藤新右衛門 羽大七左衛門 宮本口之進	本多大阪守内政房 組 文化3年 (1810) ~ 文化7年 (1810) 大書3番組	⑤・②	460・0・0	15	文化 11. 9月中	役料高 3, 000俵
24	10月	松平主計	文化、文政年間 大書12番組	⑤	15・0・0	20		
25	10月	石原基左衛門	文化、文政年間 大書12番組	⑤	15・0・0	15		
26	文化13年	香木又三郎 石川八郎 中嶋謙左衛門 小川 伝右衛門 山口八左衛門 岩倉弥平次	大書1番組	山口岡防守弘政組 中 文化年間、 文政1年 大書7番組	200・0・0	10カ年 年賦		

27	文化14年 8月	飯高小善次		不明	32・0・0			32カ年
28	文政 1年 8月	河嶋鉄之助	文化14年 大書9巻組衆	⑤	13・3・0	20	当冬代人に頼み	
29	9月	御子洗伝左右衛門	文化年間 大書7巻衆	⑤	15・0・0		来卯年1月	後御合力金
30	9月	鈴木右衛門	文化年間 大書7巻衆	⑤	15・0・0		来卯年1月	後御合力金
31	9月	進山三大夫	文化年間 大書7巻衆	⑤	13・0・0		来卯年1月	後御合力金
32	10月	梶川庄兵衛	文政年間 大書8組頭	①⑩-190・④	20・0・0	10間/1分	大阪在番時	初御合力金
33	10月	春田小兵衛	文政2年 大書8巻組頭	①④-381・④	10・0・0	20	来卯年1月	後御合力金
34	文政 2年 1月	榊原三右衛門	文政1.文政5年 大書8巻組衆	①②-280	15・0・0		文政2年10月	
35	1月	春田小兵衛	文政2年 大書8巻組頭	①④-381・④	10・0・0		文政2年10月	江戸、切米
36	1月	竹内平左衛門	文化年間 大書12巻組頭	①⑤-244・⑤	24・0・0		文政2年10月	江戸、切米
37	1月	入戸野九左衛門	文政1.文政5年 大書8巻組頭	③・④	15・0・0		文政2年10月	
38	1月	松平次郎左衛門	文政1.文政5年 大書8巻組衆	⑤	10・0・0		文政2年10月	江戸、切米
39	1月	小林左次兵衛	文政1.文政5年 大書8巻組衆	⑤	10・0・0		文政2年10月	江戸、切米
40	1月	露九八郎	文政1.文政5年 大書8巻組衆	①②①-338	10・0・0		文政2年10月	江戸、切米
41	1月	鳥居五大夫	文政1.文政5年 大書8巻組衆	①④-366	10・0・0		文政2年10月	江戸、切米
42	1月	伊勢重兵衛	文政1.文政5年 大書8巻組衆	⑤	15・0・0		文政2年10月	
43	1月	山本九郎兵衛	文政1.文政5年 大書8巻組衆	⑤	10・0・0		文政2年10月	
44	文政 2年 2月	藤 左十郎	文政年間 大書9巻組頭	①④-127	10・0・0			
45	7月	竹内平左衛門	文化年間 大書12巻組頭	①⑤-244・⑤	24・1・0	20		
46	文政 3年 4月	澤 十郎兵衛	文政1.3年 大書6巻組頭	①⑦-328・④	17・0・0	20	来午年大阪	初御合力金
47	10月	恵川虎助 藤崎寛左衛門	彦坂三大夫結芳内 文化13(1818)より 大阪町奉行	⑤	300・0・0	月に8朱	来辰巳年 2、5、10月 →40間取 午年 2、5月30間	
48	文政 4年 2月	戸田可十郎	大書衆、文化11年、 大書2巻組頭	①④-368・⑤	80・0・0	無利足、年賦		1年に3回 江戸芝新
49	文政 5年 7月	尾川庄兵衛	文政年間 大書8組頭	④	20・0・0		来申5月、二條	初御合力金
50	文政 5年 9月	種田助左衛門	文政年間 大書3巻組頭	①④-367・④	40・0・0	無利足		
51	9月	種田助左衛門	文政年間 大書3巻組頭	①④-367・④	25・0・0	無利足	江戸 ;10間/1分 在番 ;10間/1分	
52	9月	宝号十郎	文政年間 大書3巻組頭	①②-256・④	10・0・0	無利足		
53	9月	岡部高蔵	文政年間 大書11巻組頭	①②①-280・④	21・0・0	無利足	江戸;10間/1分 在番;10間/1分	
54	9月	佐々木三蔵	文政年間 大書2巻組頭	①⑦-66・④	25・0・0	無利足	江戸;1/10 在番;1/10	
55	文政 6年 5月	佐々木三蔵	文政年間 大書2巻組頭	①⑦-66・④	50・0・0	あり	来戌年	初御合力金
56	8月	永田四郎三郎	文政年間 大書11巻組頭	①⑧-276・④	20・0・0	あり		初御合力金 年に5回つづ
57	10月	大木才兵衛	文政年間 大書2巻組頭	①④-252・④	30・0・0	20 (15間/2 戻)	来申4月	
58	10月	大木才兵衛	文政年間 大書2巻組頭	①④-252・④	30・0・0	20	来戌年	初御合力金
59	10月	大木才兵衛	文政年間 大書2巻組頭	①④-252・④	23・0・0	15	来戌年	初御合力金
60	10月	竹内十兵衛	文政年間 大書3巻組頭	④	120・0・0	15	来戌年	初御合力金
61	文政 1年 5月	梶川庄兵衛	文政年間 大書8組頭	①⑩-190・④	30・0・0		来酉	毎に3回あて
62	7月	上田隼之助	文化、文政年間 大書12巻組頭	①④-112・⑤・④	70・0・0	20	戌年 4月二條・大阪 在番時	初御合力金
63	8月	上田隼之助	文化、文政年間 大書12巻組頭	①④-112・⑤・④	10・0・0	20	7、10月	
64	8月	仁科次郎太郎	文政年間 大書12巻組頭	①③-297・④	15・0・0	20	来戌 二條・大阪在番時	初御合力金
65	11月	藤 左十郎	文政年間 大書9巻組頭	①④-127	15・0・0		来酉2月	
66	文政 8年 1月	杉浦新五右衛門	文化年間 大書7巻組衆	①⑨-77	12・3・0	15	亥年 二條・大阪 在番時	初御合力金
67	1月	本多勤員	文政2年 大書8巻組衆	⑤	27・0・0		去る亥 二條・大阪在番時	初御合力金
68	1月	梶兵衛	文政8年 大書8巻組頭	①⑦-31・④	43・1・0	15	亥年 二條在番時	初御合力金

69	文政 8年 1月	入戸野九右衛門	文政3、文政8 大書8巻組衆	㊦・㊧	27・0・0	15	来坂 二條・大坂 在書時	初御合力金
70	1月	紅村潤之丞	文化年間 大書7巻組衆	㊦	22・3・0	15	去る坂 二條・大坂 在書時	初御合力金
71	1月	曲淵甚右衛門	文政1、文政5年 大書8巻組衆	㊦・㊧	10・3・2 (4・6・4)	15	1、10月	初御合力金
72	10月	藤井甚右衛門 鉦村才兵衛 石川九右衛門	山口開防守弘政組中 文化年間、文政1年 大書7巻衆	㊦・㊧	100・0・0	15	成、2月中	
73	10月	鉦村才兵衛 石川九右衛門	山口開防守弘政組中 文化年間、文政1年 大書7巻衆	㊦・㊧	250・0・0	15	来坂 6月25日限り	
74	文政 8年 5月	河橋統之助	文化14年 大書9巻組衆	㊦	15・0・0	無利益	二條・大坂 在書時	假に 2両2歩宛
75	5月	石原太郎右衛門	文政年間 大書12巻組衆	㊦15-301・㊧	20・0・0	無利益	来二條大坂 在書時	初御合力金 5両宛返済
76	文政10年 10月	橋原三右衛門	文政1、文政5年 大書8巻組衆	㊦2-200	27・0・0	1両/6分 (1)	来寛年、 大坂在書	初御合力金
77	文政11年 1月	毛利新藏 鉦村才兵衛 岩倉兼平次	山口開防守弘政組中 文化年間、文政1年 大書7巻衆	㊦	350・0・0	15	来11月 晦日限り	
78	3月	毛利新藏 鉦村才兵衛	山口開防守弘政組中 文化年間、文政1年 大書7巻衆	㊦・㊧	201・3・2	無利益	10カ年	1年に 20両返済
79	文政12年 8月	米津梅千助 大木軍八郎	文政年間 大書9巻組衆	㊦11-211 ㊧	30・0・0	20	来寛年 二條・大坂 在書時	初御合力金
80	文政13年 8月	大木軍八郎	文政年間 大書9巻組衆	㊧	25・0・0	20	来坂年 二條・大坂 在書時	
合 計					4216・22・8 (17・11・4)			
全返済付総額 及び 件数					全件件数 301 件 寛政年間 16件 文化年間 81件 文政年間 104件	4243・1・1 (36・16・20)		

- 注 ; 1. 『大坂書林河内屋新次郎文書』 金融関係 6巻～14巻より作成。
2. 貸付金が金10両以下の場合は統計対象からはずした。
表の中で寛政年間から文政年間までの返済付金に対する率から
全体貸し付け金額の大きさが推測される。
3. 在書勤務の確認は ①『寛政重修諸家譜』、②『江戸幕府役職武職年表集成』、③『文化武鑑』、④『文政武鑑』、
⑤『大坂書林河内屋新次郎文書』より確認し作成。
参考として、『新普補任』、『江戸幕府旗本人名辞典』、『御家人分限帳』で大書衆であることを確認。